

川崎市大気・水環境計画  
(素案)

令和3年1月



## 目次

### はじめに

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 策定の趣旨 .....                 | 4  |
| 1 策定の背景及び目的 .....               | 4  |
| 2 基本的事項 .....                   | 6  |
| (1) 位置づけ及び対象範囲 .....            | 6  |
| (2) 計画期間 .....                  | 7  |
| 第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組..... | 8  |
| 1 地域環境を守るための取組 .....            | 8  |
| (1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む） .....   | 10 |
| (2) 水環境の取組（土壌、地盤含む） .....       | 17 |
| (3) 化学物質対策の取組.....              | 30 |
| 2 大気や水などの環境に関する市民実感.....        | 35 |
| (1) 環境改善の状況と市民の満足度 .....        | 35 |
| (2) 地域別、年代別の満足度の傾向 .....        | 36 |
| (3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動 .....    | 38 |
| (4) 効果的な情報発信手法 .....            | 39 |
| 3 今後の課題 .....                   | 40 |
| (1) 大気や水などの環境に係る主な課題.....       | 40 |
| (2) 大気や水などの環境に関する市民実感の主な課題..... | 44 |
| 第3章 基本的な考え方 .....               | 45 |
| 1 本計画がめざすもの .....               | 45 |
| 2 目標 .....                      | 46 |
| 3 方向性及び視点 .....                 | 48 |
| 第4章 基本施策 .....                  | 49 |

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 施策整理の考え方.....                       | 49        |
| 2 基本的な施策の方向性.....                     | 49        |
| 3 基本施策.....                           | 51        |
| (1) 基本施策の構成.....                      | 51        |
| (2) 施策体系.....                         | 52        |
| (3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト..... | 54        |
| (4) 施策.....                           | 60        |
| I 安全で良好な環境を保全する.....                  | 61        |
| II 安心して快適な環境を共に創る.....                | 64        |
| (5) 複合的な環境施策の展開.....                  | 72        |
| (6) 地域の特性を踏まえた取組.....                 | 77        |
| <b>第5章 推進体制及び進行管理.....</b>            | <b>81</b> |

付属資料

|  |      |
|--|------|
| 資料1 環境基準等一覧.....                       | 付- 2 |
| 資料2 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について..... | 付- 8 |
| 資料3 「水辺の親しみやすさ評価指標」について.....           | 付- 9 |
| 資料4 取組一覧.....                          | 付-10 |
| 資料5 用語集.....                           | 付-23 |

## はじめに

本市の大気や水などの環境は、全国に先駆け制定した川崎市公害防止条例（以下「旧公防条例」という。）をはじめとした様々な独自の取組と法規制により大幅な改善が図られ、近隣都市と比べても遜色ない状況となっています。

本市は、これまでに京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきた一方で、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など甚大な公害を経験しました。これに対して、昭和 47（1972）年に本市独自の大気汚染に関する総量規制を規定した旧公防条例を制定し、その後も段階的に規制を強化し、平成 12（2000）年には川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に全面改正するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による法規制と合わせて対策を進めてきました。

また、平成 6（1994）年には、川崎市環境基本計画に公害対策を位置付け施策を推進し、水環境については、平成 24（2012）年にそれまで取り組んできた川崎市河川水質管理計画と川崎市地下水保全計画を統合した川崎市水環境保全計画を策定して総合的な施策を推進してきました。

このような取組のもと、大幅な改善が図られた大気や水などの環境を良好に保全していくことが重要になります。

また、より良い環境を次の世代に引き継ぐためには、更なる環境の向上を図ることが必要であり、そのためには、市民や事業者と共に取り組んでいく観点が大切となることから、市が環境を良くするために取り組んでいる内容を分かりやすく伝えていくことも重要です。

このため、この計画では環境を保全するために行われている現在の取組を分かりやすく伝えるためのページを設けています。大気や水などの環境を保全する取組について、「何をやっているのか分からない」、「公害をなくすためにどのような取組をしてきたのかなどについて知りたい、興味がある」といった方は、ぜひ、第 2 章の「1 地域環境を守るための取組」をご覧ください、関心を持っていただくきっかけとしていただくと幸いです。

# 第1章 策定の趣旨

## 1 策定の背景及び目的

環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）では、めざすべき環境像を設定し、環境基本計画の環境要素の一つとして、「大気や水などの環境保全」を位置づけ、その目標を「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」としています。

川崎市大気・水環境計画（以下「本計画」という。）は、上位計画である環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野の取組の推進を担うため、この分野における考え方や目標、具体的な施策を体系的に取りまとめたものです。

本市の大気や水などの環境は、市独自の取組を中心とした施策と合わせて、法規制に基づく取組を進めてきた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な改善が図られました。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した良好な環境を保全していくことが大切です。

一方で、市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境の向上を図るとともに、環境が良好であることについて実感してもらうための取組が大切になります。

そのような状況があることから、本市は、令和元（2019）年5月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について諮問を行いました。審議会では、大気や水などの環境保全を総合的に進めるための方向性や視点の考え方も含めて審議をしてきました。

審議会での主な意見として、

- ・これまでの取組の継続により、良好な環境を維持することが重要であること
  - ・更なる環境の向上を図るために、「環境に関する市民の実感」という観点を持つことは重要であり、そのために今実施している取組を市民に知ってもらう必要があること
- などがあり、こうした御意見を踏まえながら幅広い見地から審議を重ね、令和2（2020）年11月に審議会から答申をいただきました。

● 審議会からの主な意見

- ・これまでの規制を中心とした取組により、ほぼ環境基準を達成しているので、法律や条例に基づくこれまでの取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
- ・今後は、環境に関する市民の実感という観点を持つことが重要であり、環境配慮意識や市民実感の向上について計画に位置づけることが必要
- ・環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが効果的
- ・更なる環境の向上を図るためには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要
- ・市民意識を見ると、環境を良くするために今取り組んでいる内容が伝わっていないように思われるので、現在実施している取組を市民に伝えることが重要
- ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、地域の特性を踏まえた取組を進める視点が重要

以上のことを踏まえ、大気や水などの環境を良好に保全していくことに加えて、更なる環境の向上や実感の向上を図っていくためには、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も加えて総合的に取り組んでいく必要があります。こうした取組を効果的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

## 2 基本的事項

### (1) 位置づけ及び対象範囲

#### ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では「大気や水などの環境保全」分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図ります。

また、本計画は、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野を担う「個別計画」として位置づけます。

なお、本計画は、大気や水などの環境保全分野全般を対象とすることから、これまで水環境に係る施策を推進してきた川崎市水環境保全計画（P. 7 コラム参照）は、本計画に統合します。

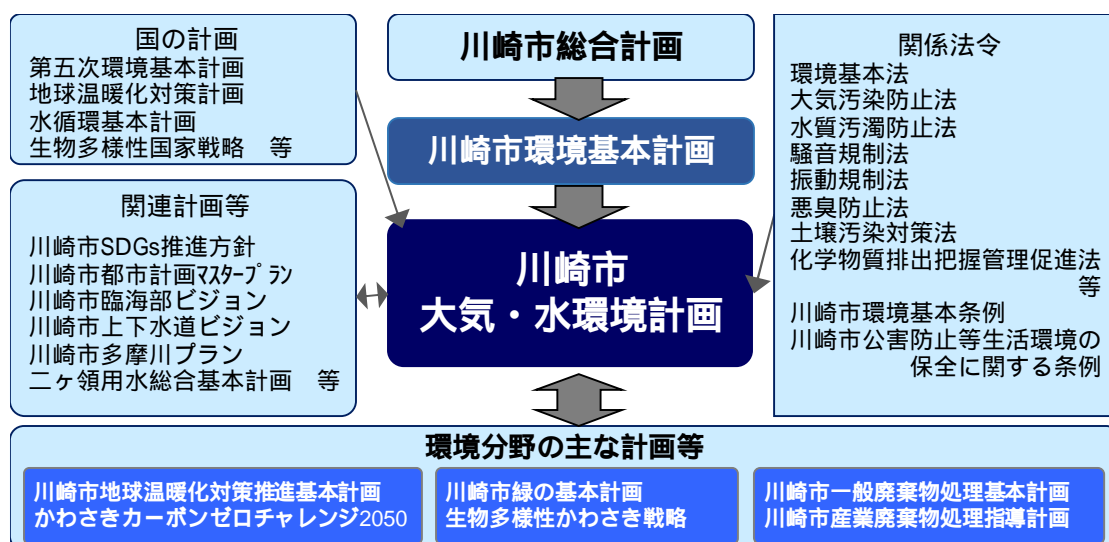


図 1-1 位置づけ

#### イ 対象範囲

環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壌、地盤）、化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）に加え、「1 策定の背景及び目的」で述べた環境改善についての実感の向上に取り組むため、大気や水などの環境に関する市民の実感（市民実感）を対象範囲とします。



## (2) 計画期間

本計画は、上位計画である環境基本計画と整合を図り、令和3（2021）年度から概ね10年先を見据えながら、「大気や水などの環境保全」分野における令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の具体的な取組をとりまとめた計画とします。

大気や水などの環境の変化を継続的かつ長期的に把握し、取組の効果を踏まえつつ見直しを図っていく観点から、策定後5年で具体的な取組の見直しを行います。

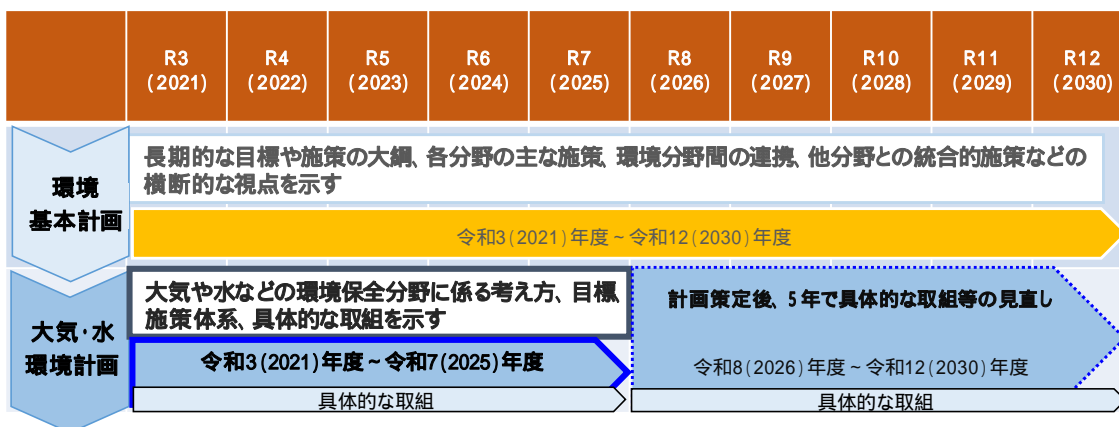


図 1-2 計画期間

### コラム 川崎市水環境保全計画について

#### 水環境保全計画とは

平成24（2012）年に策定した「川崎市水環境保全計画」は、良好な水環境像の実現に向けて、水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの要素ごとに目標を設定するとともに、庁内関連部局で連携して施策を推進してきました。

#### 水環境保全計画における施策体系

| 良好な水環境像                        | 構成要素 | 目標  | 施策の方向  |
|--------------------------------|------|---|--|
| 人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境 | 水量   | 水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること | I-1 現状の平常時河川流量を維持する<br>I-2 適切な地下水量を確保する<br>I-3 かん養機能を保全・回復する   |
|                                | 水質   | 公共水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること        | -1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす<br>-2 化学物質の環境リスクを低減する<br>-3 水質保全・監視を充実する |
|                                | 水生生物 | 水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること                   | -1 水生生物の生息生育環境を保全する<br>-2 多様な水生生物との共生がなされる                     |
|                                | 水辺地  | 人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること           | -1 良好な水辺環境を保全する<br>-2 人と水のふれあいを育む                              |

本計画では、水環境保全計画を統合し、4つの構成要素に関する取組は、施策体系において改めて整理し、より良い水環境の実現をめざした取組を推進します。

#### 良好な水環境とは

水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことをいいます。

